

# 認証施設の取組例 (抜粋)

## ～ 7 従事者の衛生教育

### 従業員の衛生教育

衛生管理に関する内容 (例)

各従業員の健康状態の確認を行う意味

各従業員の衛生点検 (手洗い、爪きり、服装 等)を行う意味

新聞、テレビなどによる情報 (インフルエンザ、ノロウイルスの流行、他施設の食中毒の発生等)

調理場や調理器具の衛生的な取扱

方法

毎週月曜日の朝礼時に1分間、責任者が講師となり全従業員を対象に実施する。

記録

衛生教育の実施日、参加者、内容を衛生管理簿に記録する。

### 講習会の受講

主任以上の従業員は年に2回以上、系列病院、保健所、その他の講習会を受講する。

講習会を受講したものは月に一度のミーティング時に受講内容を伝達する。

講習会の受講及び伝達講習について、実施日、参加者、内容等について記録する。

### 衛生教育の実施方法

・毎日の朝礼にて、工場長が全従業員に対して実施する。

・衛生教育を含めた定例ミーティングを月に1回実施する。

・また、クレームなどが発生した場合、作業工程の改善が生じた場合などは時間をかけてその都度ミーティングを行う。

・ミーティングの実施日、参加者、実施内容について記録をする。

・新入社員、パートに対しては、入社時に工場長が教育訓練を行い、その後は、各セクションのリーダーが随時行う。

### 食品衛生実務講習会への参加

・年に1回、保健所が実施する実務講習会に参加する。

・講習を受けたら、1週間以内に講習を受けたものが講師となり、従業員全員に伝達講習を行う。

・実務講習会の受講日、参加者、内容及び伝達講習の実施日、受講者、内容を記録する。

### 従事者の衛生教育

毎週月曜日の朝礼時に衛生管理の最新情報やマニュアルの徹底等について、責任者が講師となって、全従業員を対象に実施する。

定期的に外部委託の講師が食中毒発生状況などの最新衛生情報等について講習を行う。また、衛生点検を実施し、点検の総評を含めた施設や食品の取扱等の衛生教育を全従業員を対象に実施する。

食品衛生実務講習会に年に1回参加する、

参加者はその都度責任者が指名する。

・実務講習を受けた翌日の朝礼時に受講者が全従業員を対象に伝達講習を行う。

・実務講習会資料を食堂に掲示し、回覧する。

その他外部講習会に積極的に参加する。

毎週の衛生教育及び外部講習への参加について、実施日、受講者、内容を記録する。また、外部講習の伝達講習についても同様に記録する。